



雇児発0529 第3号
平成26年5月29日

各 位

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



第29回男女雇用機会均等月間の実施に対する協力依頼について

雇用均等行政の推進につきましては、平素より格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、昭和61年から男女雇用機会均等法が公布された6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場における男女均等取扱いについて労使を始め社会一般の認識と理解を深めているところです。

第29回にあたる本年は、男女雇用機会均等法、本年7月から施行予定の改正省令・指針等の一層の周知徹底及び履行確保、ポジティブ・アクションの趣旨及び内容の正しい理解と取組の促進を目標とし、「踏みだそう ポジティブ・アクション！～男女ともに力を發揮する企業が未来を担う～」をテーマに、別添要綱により活動を展開することとしています。

つきましては、本月間が有意義なものとなりますよう、その趣旨を御理解いただき、貴団体広報誌（紙）を通じての広報や各種会合での周知等により、それぞれの職場においても男女均等取扱いが一層促進されますよう、お取り組み方よろしくお願い申し上げます。

なお、別紙のとおり周知広報用の文例を添付いたしますので、周知広報に当たり、御活用いただきますようよろしくお願い申し上げます。

(文例1～ポジティブ・アクション編～)

6月は、男女雇用機会均等月間です！

踏みだそう ポジティブ・アクション！～男女ともに力を發揮する企業が未来を担う～
これを機にあなたの会社もポジティブ・アクション（男女労働者間の事実上の格差解消に向けた取組）を始めましょう！学生も、投資家も消費者も企業の女性の活躍状況に注目する時代に入っています。まずは、ポジティブ・アクション情報ポータルサイトへアクセスを！全国のさまざまな企業が取り組んでいる事例を紹介しています。

<http://www.positiveaction.jp/>

(文例2～妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止編～)

6月は、男女雇用機会均等月間です！

妊娠・出産・産休の取得等を理由として女性労働者を解雇すること、契約の更新をしないこと、退職を強要することなどは男女雇用機会均等法違反です。ご不明な点などは都道府県労働局雇用均等室へご相談下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/roudoukyoku/>

(文例3～雇用均等室 紹介編～)

6月は、男女雇用機会均等月間です！

都道府県労働局雇用均等室をご存知ですか？性別を理由とする差別や、妊娠・出産等を理由に、女性労働者を解雇したり、契約更新をしなかったりすることなどは男女雇用機会均等法等で禁止されています。今働いている方も、就活中の学生の方も、困ったことがあつたら雇用均等室へご相談下さい。匿名でも大丈夫で無料です。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/roudoukyoku/>